

改 正	現 行
<p>第1 趣旨</p> <p>この方針は、<u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定及びみえ公共建築物等木材利用方針に基づき、市内に整備される公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における木材の利用の目標を定めるとともに、その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2 公共建築物における木材の利用の促進の意義</p> <p>(略)</p> <p>1 木材利用の効果</p> <p>(略)</p> <p>2 森林の整備、地域経済、雇用の面での効果</p> <p>(略)</p> <p>第3 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項</p> <p>1 木材の利用を促進すべき公共建築物</p> <p>(略)</p> <p>2 木造化を促進する公共建築物の範囲</p> <p>(1) 木造化を促進する公共建築物</p> <p>公共建築物の整備においては、1の木材の利用を促進すべき公共建築物について、<u>利用方針策定時点において木造化が困難であるものを除き、積極的に木造化を推進するものとする。</u></p> <p>この場合、木造と非木造の混構造とすることが、淳木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>この方針は、<u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定及びみえ公共建築物等木材利用方針に基づき、市内に整備される公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における木材の利用の目標を定めるとともに、その他皇居8有建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2 公共建築物における木材の利用の促進の意義</p> <p>(略)</p> <p>1 木材利用の効果</p> <p>(略)</p> <p>2 森林の整備、地域経済、雇用の面での効果</p> <p>(略)</p> <p>第3 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項</p> <p>1 木材の利用を促進すべき公共建築物</p> <p>(略)</p> <p>2 木造化を促進する公共建築物の範囲</p> <p>(1) 木造化を促進する公共建築物</p> <p>公共建築物の整備においては、1の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、<u>建築基準法等において耐火建築物等又は準耐火建築物とすることが求められていない公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。</u></p> <p>この場合、木造と非木造の混構造とすることが、淳木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検</p>

また、建築基準法等において耐火建築物又は準耐火建築物とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の促進や木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

(2) 木造化促進の対象としない公共建築物

災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し、又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求めない建築物については木造化を推進する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないように判断するものとする。

3 公共建築物における木材利用の促進のための施策の具体的方向

(1) 建築材料としての木材の利用の促進

(略)

(2) 建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用の促進

(略)

(3) エネルギーとしての木材の利用の促進

(略)

第4 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

1 木材利用の目標

討しつつ木造化を促進するものとする。

また、建築基準法等において耐火建築物又は準耐火建築物とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に関するコスト面の課題解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

(2) 木造化促進の対象としない公共建築物

災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は文化財を収蔵し、若しくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

3 公共建築物における木材利用の促進のための施策の具体的方向

(1) 建築材料としての木材の利用の促進

(略)

(2) 建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用の促進

(略)

(3) エネルギーとしての木材の利用の促進

(略)

第4 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

1 木材利用の目標

(1) 建築材料としての木材の利用の目標

(略)

(2) 建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用の目標

(略)

(3) 木材の調達目標

(略)

第5 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共工事における木材利用

(略)

2 公共建築物等を整備する者への促進

(略)

3 PR及び普及

(略)

4 コスト面で留意すべき事項

(1) 建築材料としての木材の利用のコスト

(略)

(2) 建築材料以外の木材の利用のコスト

(略)

(1) 建築材料としての木材の利用の目標

(略)

(2) 建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用の目標

(略)

(3) 木材の調達目標

(略)

第5 その他公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共工事における木材利用

(略)

2 公共建築物等を整備する者への促進

(略)

3 PR及び普及

(略)

4 コスト面で留意すべき事項

(1) 建築材料としての木材の利用のコスト

(略)

(2) 建築材料以外の木材の利用のコスト

(略)